





令和5年10月20日から令和6年3月22日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峯寺字豊木

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和5年10月13日から令和5年12月31日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰地区

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和5年10月17日から令和5年12月31日まで

### 3 作業地域

称名川（富山県中新川郡立山町芦畷寺地区）

## 建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月20日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 処分をした年月日

令和5年11月7日

#### 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 有限会社澤武電機商会
- (2) 主たる営業所の所在地 氷見市諏訪野3番28号
- (3) 代表者の氏名 澤武 亮
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般－4）第1244号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

##### (1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業（注文者から電気工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの  
ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事  
イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事  
ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方

公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うもの

(2) 停止を命ずる期間

令和5年11月22日から同年12月6日まで

4 処分の原因となった事実

有限会社澤武電機商会は、「一般国道415号外県単独道路維持修繕道路照明施設更新工事」において、建設業法第26条第1項により現場に主任技術者を置く必要があったところ、資格要件を満たす主任技術者を置かなかった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

